

令和6年度岡山県食の安全・食育推進協議会議事録（概要）

令和6年10月23日

発言者	発言内容
議事（1）	岡山県食の安全・食育推進計画の実施状況について
座長	それでは早速議事に入らせていただく。まず1番目の議事、岡山県食の安全・食育推進計画の実施状況について、食の安全について生活衛生課からご説明いただきたい。
生活衛生課	食の安全・安心の確保施策実施状況について説明（資料1）
委員	資料1－2の5ページ19番で食中毒予防チラシを作成・配布し啓発予定とあるが、これはもう実施されたのか。
生活衛生課	毎年、夏と冬に食中毒予防チラシを作成しており、今年度の夏用チラシは既に作成し啓発に使用しており、現在は冬のノロウイルス対策チラシを準備中である。チラシは年間で5,000枚印刷し、保健所職員が飲食店や給食施設に訪問する際に配布したり、施設に掲示してもらって注意喚起を行っている。また、ホームページやSNS等にデジタル媒体としても掲載しており、啓発活動を進めている。
委員	資料1－2の3ページ（4）HACCPに沿った衛生管理の定着に関連して、自身が作った漬物を道の駅で販売しているような小規模食品事業者にとっては、HACCPに沿った衛生管理の実施は非常に難しいと感じられるのではないかと思います。こうした小規模事業者が、HACCPに沿った衛生管理を実際に実施できそうなのか教えてほしい。
生活衛生課	小規模食品事業者がHACCPに沿った衛生管理を実施できるよう、漬物や飲食店などの業種別に、業界団体が手引きを作成し、国が公表している。この手引きを、保健所職員が施設に訪問した際や事業者が相談に来られた際に説明し、HACCPの計画・実施・記録の基本を確認している。具体的には、体調管理の記録を残すことや、お店独自のポイントがあれば計画に加えるよう促し、小規模食品事業者がHACCPに取り組めるよう、保健所が丁寧かつ継続的な支援を行っている。
委員	資料1－2の4ページ18番アニサキス食中毒の対策について。先日、釣船で魚釣りをした際、船長から「カワハギの肝は生食を避け、生食する場合はアニサキスを除去するように」と教わった。この施策では、普及啓発の対象が飲食店・販売店・消費者に限定されているが、漁業組合員や遊漁船の関係者にも普及啓発を行った方が良いと思うが、どう考えられるか。
生活衛生課	アニサキス食中毒の対策については、食品事業者や消費者へ普及啓発を行っているが、漁業組合員や遊漁船の関係者に

生活衛生課	も、水産課と協力して広く周知してまいりたい。日本の生食文化から刺身を「食べないように」と呼びかけることは現実的でないため、魚の内臓をよく確認・処理すること、内臓を放置するとアニサキスが身に移動する可能性があることを広く周知していく。
座長	遊漁船の担当課と連携して普及啓発を行うよう提案されていると思うが、遊漁船の担当課はどこになるか。
水産課	遊漁船の担当課は、水産課である。
座長	続いて、食育について健康推進課からご説明いただきたい。
健康推進課	食育推進施策実施状況について説明（資料２）
座長	補足説明があるか。
水産課	チラシ「発見おかやま旬の魚投稿キャンペーン」について説明。
座長	ぜひ周りの方もご紹介していただければと思う。他に補足説明はないか。
農村振興課	「おかやまアグリネット」について説明。
座長	こちらの方もぜひ皆様方でご紹介いただけたらと思う。
委員	資料の 2-1 の 1 番の朝食毎日きちんと食べよう大作戦について、現在達成率が 85%で、未達が 15%。この 15%の中に、例えば貧困で朝食が食べたいけど食べられない子供たちが含まれているのか気になった。このような問題は、表に出にくい問題である。県だけではなくて、市町村、また NPO との連携が必要になると思う。そういったところも通じながら実態把握をした上で、その人その人に応じた対策というのが必要になってくると思うため、そういった視点での対応をお願いしたい。
健康推進課	毎日食べていない 15%の中に貧困という事情のある方も当然含まれているものだというふうに考えております。これにつきましては健康推進課、それから子ども福祉部の子ども家庭課等の関係課とも協力しながら、何ができるか検討したい。
座長	よろしくをお願いしたい。こども食堂との関係があるということであろう。
委員	質問ではなくお願いだが、資料 2-2 の 15 番のおかやまからだ晴れ食サポート事業について、従来の栄養成分表示店登録事業のリニューアルしたもの。「自然に健康な行動をとることができる食環境を整備する」という考え方は、当たり前であるが、本当に大切だと思うため、ぜひこの事業を発展させていきたい。
健康推進課	他の事業にもあてはまるが、苦勞してメリットをとるより、自然にやっていることにメリットがあるということが大切だと思っている。食については、それができる分野でもあると考

健康推進課	えている。来年度、ある程度の結果がお示しできるよう皆様の御協力もいただきながら頑張っていく。
委員	資料2-2の8番オーラルフレイルの普及啓発に関連して、オーラルフレイル対策は、どちらかというところから中年から高齢者が対象となる事業であるが、現在、口腔機能発達不全症の子どもがすごく増えてきている。口腔機能発達不全症では、唇の筋肉が弱ってしまって、口が開いたままになり、口で呼吸をしてしまうことで、咽喉に細菌やウイルスが入り込んで、すぐに風邪をひいたり、扁桃腺が腫れたりしてしまう。さらに、歯並びが悪い子供が増えており、大人になったときに咀嚼がしっかりできない、噛む筋力が弱い人が増えている事が歯科では問題になっている。 高齢者のオーラルフレイルと小児の口腔機能発達不全症は、ある意味両輪なのだろうと思っていて、食事は栄養を取るだけではなくて、その食べ方も大切で、食べ方については、資料2-2の13番の歯科衛生士会の嚙ミング30運動で取り組んでいるが、オーラルフレイルと並行して、口腔機能発達不全症の対策も力を入れていく必要がある。乳幼児のうちから、柔らかい物だけでなくある程度噛み応えがあるものを食べながら、栄養を摂るというようなことも少し加えていただけたらと思う。 先ほど質問にもあったが、一方でフードロスがあり、一方で貧困で食事をとりたくてもとれないという問題が、同時に起こっている。課をまたいでの話になると思うが、少なくとも食べられないということがないように対応していただきたい。 もう一点、14番の歯科保健研修会について、食の安全・食育推進計画の概要版にあるとおり、食育の推進の柱に「健康な体をつくる」がある。歯や口は、栄養を取り込む入口であり、口の健康なくして全身の健康はない。私たちは「口の健康から全身の健康を守る」ということを伝えている。養護教諭の先生方にはこの研修会を活用していただき、口から全身の健康を守るという意識を持ってもらいたいと思っている。
健康推進課	オーラルフレイルとともに、子どもの歯科課題についても取り組んでいく必要があると考えている。資料2-2の13番の嚙ミング30運動は、年間30校を予定しているが、ぜひ実施してほしいという要望が多く、人気の事業となっている。若い世代からの普及が重要であると改めて感じている。 フードロスがある一方で、食べられないというのは、実際に起こっていることだが、循環型社会推進課、子ども家庭課等とも協力しながら、考えていく必要がある。

循環型社会推進課	当課では、未利用食品を提供したい食品関連事業者とフードバンクをつなぐマッチングサービス「おかやまフードトリップ」を、令和5年4月から運用しており、昨年度は25件のマッチングが成立している。一度フードバンクと繋がることで、次から直接連絡を取り合って提供するなどの効果もあった。引き続き周知を図ってまいりたい。
座長	様々な課から情報があり、県の方も取り組んでいる。ここに参加されている皆様も情報をできるだけ共有していただいて、こういうことがあるよとこういうアクションしたらいいよということをしていただきたい。
委員	私は学校保健会の委員をしている。学校保健会では、子どもの健康促進、あるいは安全促進ということで、教育委員会の取組で毎年学校表彰をしている。今回のこの資料 2-2 の「ぱっちり！もぐもぐ」生活リズム向上キャンペーン後の取組みで優良活動表彰とある。私は小児科医であるが、子どもの生きていく力は、早寝・早起き・朝ごはんによって代表される基本的な生活習慣の獲得による。そのため、朝ごはんを食べる者の割合の100%を達成させないといけない。100%もしくは90%を達成した学校を毎年表彰してほしい。そうすると子どもたちのモチベーションが上がるだろうと思う。
健康推進課	朝食毎日きちんと食べようの取組では、今年度は里庄町の児童クラブの小学生が参加してくれた。こうした取組は、しっかり紹介していきたい。地域で頑張っている小学校は、あると思うので、表彰については検討させていただきたい。
委員	景品は、ボールペン程度でよいと思う。
神崎座長	そういった取組で成果が上がることは良いことなので、色々な形でやっていければと思う。
委員	市場の関係者であるが、岡山市では使える食材が、倉敷市では使えないという実態があると聞いた。例えばミニトマト。岡山市は使うが、倉敷市は使わない。なぜかとお聞きすると、昔の0-157食中毒が発生して以降、使わないとのこと。事実かどうか分からないが、ミニトマトだけではなく、色々な食材で岡山市では使うが倉敷市では使わない。その逆もあるのかどうか不明だが、これは食育には非常に大きな問題であるため、分かる範囲で調べていただき、改善していただけるとありがたい。
座長	学校給食のことである。情報があれば、お答えいただきたい。
保健体育課	詳細は、県では把握できていないが、分かればお伝えできたらと思う。

座長	正確な情報を提供いただきたい。また、そのような実態は、あってはいけないように思う。よろしく願いたい。
委員	循環型社会推進課が、フードロスのお話をされていたが、農水省においても、そういうことに取り組んでいくことに今年度10月からなりつつあり、来年度からは本格的に実施していく。連携して取り組んでいきたい。
座長	ぜひそれぞれで実施している活動について、連携できるところで連携していただければと思う。先ほどの水産課とか農村振興課の取組に関して、非常によい取り組みだと思ったが、飲食店で岡山県産の食材を使用しているところについての情報は、どこかに集約されているか。
農村振興課	おかやまアグリネットの資料のQRコード読み取っていただくと、地産地消協力店を掲載している。現在、400店舗ほど登録があるため、その中から選んでいただき、食べてみてほしい。
座長	ぐるなび等に情報がないと、なかなか行かない。それでは、次の議題に移らせていただく。
議事（2）	その他
座長	機能性表示食品制度の改正について生活衛生課から説明いただきたい。
生活衛生課	機能性表示食品制度の改正について説明（資料3）
委員	資料3の2と3は2年後に施行予定で、現時点で詳細は未定と思われるが、分かる範囲で教えてほしい。機能性表示食品制度とは、事業者が食品の安全性や機能性に関する科学的根拠を消費者庁に届け出ることによって、機能性を表示できる制度である。特定保健用食品と異なり、国が審査を行わないため、事業者の責任が大きい制度と言える。今後、この制度に対してGMP基準がどのように適用されるのか教えてほしい。
生活衛生課	GMP基準とは、原材料の受け入れから最終製品の出荷まで、全工程で「適正な製造管理と品質管理」を求める基準である。機能性表示食品には加工食品や生鮮食品もあるが、GMP基準が適用されるのは、本来天然に存在するものと成分割合が異なっているものや化学的合成品を原材料とするカプセル剤など、加工度の高いものに限定される。GMP基準が適用される機能性表示食品では、届出者が機能性成分の検査等を行う必要があり、消費者庁が食品表示法に基づく立入検査等を行う方針である。状況を鑑みながら適切に対応してまいりたい。
委員	小林製薬の事例は深刻な健康被害を引き起こしており、食の安全・安心における最重要課題と捉えている。1955年に発

委員	生じた森永ヒ素ミルク事件では約 130 名が死亡し、約 13,000 人が中毒症状を示したが、今回の事例ではこれを超える規模の健康被害が発生しており、戦後最大の食中毒事件と言える。 特定保健用食品には一定の規制がある一方で、機能性表示食品やその他のいわゆる健康食品には国の審査がないため、リスクが伴う食品と考えた方が良くかもしれない。健康食品業界の育成のための規制緩和も大切だが、食の安全のために必要な規制はしっかり行うべきである。 厚生労働省のパンフレット「健康食品の正しい利用法」では「使いましょう」ではなく「慎重に使うべき」と強調されている。これを活用し、消費者が健康食品への理解を深められるよう普及啓発を進める必要がある。また、食育の施策には保健機能食品制度に関する知識の普及も含まれるため、これを重点的に進めていただきたい。
生活衛生課	おっしゃる通り、我々も規制側としてしっかり取り組む必要がある。機能性表示食品には「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」と表示されており、消費者にも学ぶ機会が求められている。そして我々も、地域の講習会等で、消費者が正しく理解できるよう普及啓発を進めていきたい。今回の事例を受け、さらなる普及啓発に力を入れていく。
座長	これは、国全体で取り組んでいる問題であり、全ての機能性表示食品が危険というわけではなく、真面目に取り組む事業者も多い中で、消費者も情報を得て学ぶ必要がある。 今回、機能性表示食品に係る健康被害の報告が義務化されたということで、岡山县内での届出企業はそれほど多くないかもしれないが、健康被害が発生した場合は、保健所などへの報告をお願いします。 それでは、次の議題に移らせていただく。イベントで飲食物を調理し提供する際の営業許可が必要となる日数の変更について、生活衛生課から説明いただきたい。
生活衛生課	イベントで飲食物を調理し提供する際の営業許可が必要となる日数の変更について説明（資料４）
座長	「イベントで飲食物を調理し提供する際の営業許可が必要となる日数の変更について」に対する意見は、本日参加されていない委員にもお伺いすると聞いているが、よろしいか。
生活衛生課	その通り。参加されていない委員にもお伺いする。
座長	委員の皆様の御意見を、ぜひお寄せいただきたい。
事務局	事務局から２点お知らせする。 まず、委員の委嘱について、協議会の委員は、岡山县食の安全・食育推進協議会設置要綱に基づき、任期を２年としてお

事務局	り、令和6年11月21日までの任期となっている。近日中に委員の再任を依頼する文書を送付する。 次に、委員の辞退について、委員として長年貢献いただいた岡山県PTA連合会が、令和7年3月末をもって、団体を解散される。代表を務めておられた神田敏和委員は、本日所用のため欠席されているが、令和7年3月末まで委員を務めてくださる。 しかしながら、後任の団体がないため、令和7年3月末をもって協議会の構成委員から辞退され、委員数が1名減となる。
-----	---